

【立山町】住宅の取得・改良に対する支援制度

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	HP	問い合わせ先電話番号
建設課	木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建て、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	工事費の4/5(100万円以内)	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/kensetsuka/kenchikuutakuka/kari/1/1/8317.html	076-462-9976
建設課	立山町住宅省エネ改修等推進事業	①複数の開口部について省エネ基準レベルを満たすよう改修する工事 ②複数の開口部についてZEHレベルを満たすよう改修する工事 ③省エネ診断・省エネ設計 ※対象となる住宅:戸建て住宅(耐震性のある住宅に限る)	①工事費の23%(上限:765,000円/戸) ②工事費の23%(上限:1,000,000円/戸) ③省エネ診断・省エネ設計の2/3	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/kensetsuka/kenchikuutakuka/kari/1/1/8319.html	076-462-9976
企画政策課	新婚世帯新生活支援事業	・令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下の世帯。 ・立山町内に住民登録をしていること。 ・新婚世帯の所得を合算した額が500万円未満であること。 ・町税等を滞納していないこと。	婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下:60万円(上限) 上記以外:30万円(上限) (住居費と引越費用を合算した額)	https://www.town.tateyama.toyama.jp/life/hojokin/jiuteiju/4950.html	076-462-9980
企画政策課	定住促進事業	・令和3年4月1日以後の契約に基づき住宅取得等をした住宅であること。 ・住宅取得等に要する費用が100万円以上であること。 ・居住部分の延べ面積が70平方メートル以上であること。 ・町税等の滞納がないこと。	たてポイント10万ポイント+加算額	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/kikakuseisakuka/chikishinokogakari/2/1/4696.html	076-462-9980
健康福祉課	高齢者住宅改善費補助金	65歳以上の高齢者、要介護者、要支援者等で、所得税非課税世帯の方	90万円以内	https://www.town.tateyama.toyama.jp/iryo/kenko/fukushi/seikatsunofukushi/3973.html	076-462-9954
健康福祉課	重度障害者住宅改善費補助金	在宅重度身体障害者の世帯の住宅改修 ・身体障害者手帳 視覚障害、肢体不自由1・2級 内部障害(補装具の車椅子の交付を受けている方) ・療育手帳A	所得税非課税世帯:補助対象工事費(上限90万円) 所得税課税世帯:補助対象工事費×2/3(上限60万円) (前年分所得税287,500円以下) ※介護保険制度による住宅改修優先	https://www.town.tateyama.toyama.jp/iryo/kenko/fukushi/shogaishafukushi/3967.html	076-462-9957
水道課	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業の認可区域内で、下水道整備がない区域の、主として居住の用に供する住宅	補助額 ①5人槽 39.0万円 ②6~7人槽 47.4万円 ③8~10人槽 66.0万円	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/suidoka/suidokanrigakari/2/7/97.html	076-462-9961
水道課	水洗便所等改造資金利子補給金事業	町税及び下水道事業受益者負担金未滞納、下水道の供用開始から3年までの区域	利子補給利率 2.0% 借入限度額 200万円 期間 5年	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/suidoka/suidoshisetsugakari/2/1/879.html	076-462-9960
水道課	立山町浄化槽設置管理事業	公共下水道事業・特定環境保全公共下水道の整備済み及び認可区域並びに農業集落排水事業の整備済み及び認可区域を除く区域の住宅、店舗、作業所及びその他施設(浄化槽が5~10人槽となるもの)において、当事業を活用して単独処理浄化槽も転換する場合	・合併処理浄化槽を町が設置し、工事費用のうち23万円のみ個人負担(※特殊仕様を除く) ・既設浄化槽の撤去費を補助 単独処理浄化槽:12万円 汲み取り槽:9万円 ・宅内配管の工事費(最大30万円)を補助	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/suidoka/suidokanrigakari/1/521.html	076-462-9961
住民課	省エネ型住宅設備等切替推進事業	[概要] 旧来型の給湯器から省エネルギー型の給湯器に、また、暖房器具を寒冷地仕様エアコンに交換された場合に補助金の交付又は行政ポイント(たてぽカードポイント)を付与する。 [補助対象者] 75歳以上の高齢者のみで構成される住宅に居住し、その日が属する年度の2月末までに、既設の旧来型の給湯器から省エネルギー型の給湯器に、また、暖房器具を寒冷地仕様エアコンに交換設置した方 [補助住宅] 既設住宅(自らが居住する一戸建ての住宅)であり、主として住居の用に供する部分の工事又は設置であること。 [施工事業者] 立山町内に本店、支店、営業所等の事務所を有する法人又は立山町内に住所を有する個人事業主。	エコキュート100,000、エコジョーズ30,000、エコフィール30,000、エネファーム50,000、ハイブリッド給湯器100,000・・・補助率20% 寒冷地仕様エアコン・・・補助率30%(上限8万ポイント)	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/uminka/kankyo/chikizankenka/kari/1/3/1081.html	076-462-9963
住民課	環境保全型住宅設備等普及促進事業	[概要] ・旧来品の給湯器から省エネルギー型の給湯器に交換された場合に補助金もしくは行政ポイント(たてぽカードポイント)を付与する。 [補助対象者] 親、子、孫等を基本とする三世以上の直系親族の各世代が同居もしくは近居(各世代が直線距離で2kmの範囲内の町内の住居に居住)し、その日が属する年度の2月末までに、既設の旧来型設備から高効率設備に交換設置した方 [補助住宅] ・既設住宅(自らが居住する一戸建ての住宅)であり、主として住居の用に供する部分の工事であること(ただし、高効率給湯器への交換については、三世代近居世帯の場合、親世帯の住宅に限る) [施工事業者] ・立山町内に本店、支店、営業所等の事務所を有する法人又は立山町内に住所を有する個人事業主	エコキュート100,000、エコジョーズ30,000、エコフィール30,000、エネファーム50,000、ハイブリッド給湯器100,000・・・補助率20% ハイブリッド給湯器・・・補助率20%(上限8万ポイント)	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/uminka/kankyo/chikizankenka/kari/1/3/1288.html	076-462-9963
住民課	薪ストーブ等普及即座事業	[概要] ・薪ストーブ及び木質ペレットストーブの新設及び交換した場合、設置費の5分の1、上限60,000ポイントのたてぽポイントを付与する。 [施工事業者] ・立山町内に本店、支店、営業所等の事務所を有する法人又は立山町内に住所を有する個人事業主	費用の20%以内、60,000P		076-462-9963